

災害時に備えた農家と食品関連産業間の
契約取引実態調査委託事業

報告書

平成 29 年 3 月

株式会社三菱総合研究所

＜＜ 目次 ＞＞

1.	これまでの論点及び本調査の目的	1
2.	本調査における BCP の論点整理（既往災害の事例分析をふまえた問題点）	2
3.	標準契約書及び解説書の策定	7
3.1	標準契約書の作成	8
3.2	普及・活用促進に向けて	9
3.3	標準契約書の解説書	10
3.4	契約書のひな形	38

1. これまでの論点及び本調査の目的

今般の北海道への台風被害のように、被害が発生した場合の食料の安定供給に及ぼす影響の大きさは当事者間の問題にとどまらない。しかしながら、現状の契約取引においては、災害による被害発生時における契約内容の脆弱さにより、当事者間の責任・保証内容等についての解釈に時間がかかるなど、食料の安定供給に向けた事業再開へ影響を及ぼしている状況である。このため、一般的な契約取引に加え、特に災害時の契約取引の脆弱さ等を把握し、持続的な契約が行われるよう検討を行うことや、適正なBCP（BCP ; Business Continuity Plan）の策定を促すことは、食料の安定供給への貢献に資するものであり、必要不可欠である。

本事業は、①標準契約書の策定、②BCPの策定に当たっての論点整理を、専門家を構成員とする検討会を設置し、契約取引専門の弁護士や企業の契約担当者にヒアリングを実施し、それらを業界団体を通じて普及することを目的とする。

2. 本調査における BCP の論点整理（既往災害の事例分析をふまえた問題点）

自然災害時における食品製造業や農業の事業継続は、それらに関わる企業の存続や従業員の生活の維持といった問題にとどまらず、喫緊に食料を必要としている被災者、および被災地外において食料供給不足等の間接影響を受ける可能性がある消費者の観点からも、非常に重要な問題である。

図表 2-2 に示す近年の事例のように、自然災害によって農産物や食品製造工場が受け得る被害は実に多様である。食品に係る食品製造業者／農家は、このように多様な災害被災を念頭に置いたリスクマネジメントの仕組みを平時から構築しておき、各々事業継続性を高めておく必要がある。図表 2-3 には、図表 2-2 に示した被害（例）を基点として、食品に係る食品製造業者／農家が事業継続性を高めていくために考慮することが望ましい災害リスクマネジメント項目を検討・整理している。整理の軸は、一般的な事業継続計画の検討手順にあわせ、以下の項目とした。

図表 2-1 事業継続計画の検討手順(概要)

- | |
|---|
| ①緊急時に生産・製造等を優先的に継続／復旧させる品目／製品の明確化 |
| ②所在地における災害等の明確化 ③災害等による被害の想定 ④自社への影響の想定 |
| ⑤事前対策の実施 |

図表 2-3 の整理からも分かるように、食品に係る食品製造業者／農家にとるべき対策は、各主体のみで完結するものばかりではなく、図表中に“○”印を付した項目のように、「関係主体との調整が必要」な項目も少なくない。これらの項目については、何らかの契約、協定、覚書等により、発災後の対応や負担等について、事前に関係者間で明確にしておくとともに、平時からその内容や対応水準等の妥当性等についても密にコミュニケーションを取っておくことが、サプライチェーン維持の上で重要である。このような認識のもと、3 章以降では特に「④自社（のサプライチェーン）への影響」軸に示した“調達先、出荷先の被災に伴う影響”（図表 2-3 の下線部）を最小限にとどめるための標準的な契約書の例を提示している。

なお、上記のような「標準契約書」は、あくまでも発災後に、契約に係る主体間の各種負担に係る調整をスムーズに行うためのツールであり、標準契約書それ自体が食品製造業者／農家の事業継続を実現するものではない。このような災害被災を念頭に置いた「標準契約書」を有効に役立てていくためにも、食品製造業者や農家が、災害被災を念頭に置いた BCP（＝リスクマネジメントの仕組み）を検討し、その BCP の中で、どこと、どのような内容の契約を締結すべきかを合わせて検討することが有効である。

中小規模の食品製造業者等に関しては、BCP に対する認知度不足や情報の不足等から、その普及には時間を要しているところではあるが、図表 2-4 に示すガイドライン等を参考に、各主体はその実情に応じた BCP を検討し、その中で標準契約書を効果的に位置づけていくことが望まれる。

図表 2-2 自然災害によって食品製造業者や農家等が受け得る被害の例

注 1)	被害の例		
	生産	加工／製造	物流
ヒト	△従事者の被災	△従業員の被災	△従業員（物流担当者）の被災
モノ	<p>農産物、食品</p> <p>▲収穫前の農産物被災 ▼保管中の農産物被災 ・倉庫に保管していた農産物の被災など。 ▲出荷先の被災（食品製造工場被災）に伴う廃棄 ・出荷先の操業停止により農産物を廃棄せざるを得ない事態など。 △土壌の変化や水枯れ等被災後長期に及ぶ環境の変化</p>	<p>▲原料調達困難に伴う操業支障 ・原料の調達を1箇所に依存している場合などに生じうる。 ▲保管中の原料被災に伴う操業支障 ・倉庫に保管していた原料や容器の被災など。 △食品（完成品）の被災 △出荷先の被災（小売店、飲食店等）に伴う廃棄</p>	<p>△輸送中の食品（完成品）／農作物の被災</p>
	<p>農地、施設・設備</p> <p>▲農地被災 ▲▼農業用施設・設備被災 ・農機具類（コンバインや田植え機、乾燥機等）の被災。</p>	<p>▲製造用施設・設備被災に伴う操業支障 ・特に海外製や特注の設備を使用している場合、それらの再調達・交換に時間を要することがある。 ・急な水害時において、重要資産の事前移動等ができないなど。</p>	<p>▲選果場、物流施設・設備等の被災 ・ベルトコンベヤーや箱詰めをする機械の故障など。</p>
	<p>インフラ</p> <p>▲▼停電／受電設備の被災に伴う生産支障 ・例えば停電で搾乳機が使えず、乳牛が乳房炎を発症してしまうケースなど。 ▲▼断水／受水施設に伴う生産支障 ・断水で製造装置などを洗う水が確保できないケースなど。 ▼農業用施設（ため池等）被災</p>	<p>△停電／受電設備の被災に伴う操業支障 ・冷蔵・冷凍、発酵、乾燥、加工等への影響。 △断水／受水施設に伴う操業支障 ・設備洗浄、水産・食肉等の加工における洗浄過程等への影響。</p>	<p>▲鉄道施設の被災、運行支障 ・貨物コンテナの滞留など。 ▲▼道路施設の被災／ガソリンの不足 ▼輸送車両の被災 ・配送用車両の水没など。</p>
金	<p>▲生産側の被災に伴う減収／再調達 ▲出荷先の被災に伴う減収 ・産直売り場や土産物販売店、レストラン等の被害による出荷停止もこれに含まれる。</p>	<p>▲▼施設・設備被災に伴う減収／再調達 ・施設・設備に適切に保険がかけられている場合、それらの損失は保険金で充当することができ、業績への重大な影響は生じない。 ・公的援助は限定的であるケースも多く、その場合復旧費は自己調達、また親会社等から調達する必要がある。 ▲原料調達困難に伴う減収 △食品（完成品）被災に伴う減収 △出荷先（小売店、飲食店等）の被災に伴う減収</p>	<p>△輸送中の食品（完成品）／農作物の被災に伴う減収 △代替輸送に伴う輸送コスト増 △調達先や出荷先の変更に伴う輸送コスト増</p>
情報	<p>△生産管理に係るシステムのダウンによる操業支障 △サプライチェーン間での連絡困難による調達・出荷支障</p>	<p>△調達、加工製造、保管等に係るシステムのダウンによる操業支障 △サプライチェーン間での連絡困難による調達・出荷支障</p>	<p>△物流システムのダウンによる操業支障 △サプライチェーン間での連絡困難による調達・出荷支障</p>

注 1) BCPの重要な論点である事業資源は、ヒト、モノ、金、情報に分類されることが多く、いずれかの問題が事業継続を困難にすることから、この分類を基に問題点を整理した。

注 2) 記号の意味は、以下の通り。 ▲：H28 北海道の台風被害、▼：その他の自然災害、△：その他

図表 2-3 食品製造業者／農家の災害リスクマネジメント項目

[凡例] ●自社のみで検討可能、▲自社のみで検討可能だがコストがかかる、○関係主体との調整が必要

一般的なBCPの構成項目		食品製造業者／農家の災害リスクマネジメント項目
①緊急時に生産等を優先的に継続／復旧させる品目／製品の明確化		○代替生産のきかない主力品目／製品の検討 ○取引先企業との信頼関係維持のうえで重要な品目／製品の検討 ○地域・社会に対する供給責任のうえで重要な品目／製品の検討
②所在地における災害等の明確化		●所在自治体等が公表している防災計画等より確認
③災害等による被害の想定	自社	●所在自治体等が公表している防災計画等より確認
	インフラ	●所在自治体等が公表している防災計画等より確認（復旧日数等）
	取引先	○取引先に確認
④自社への影響の想定	人	●従業員等の安否を想定
	農地・施設・設備	●収穫前の農産物／農地の被災、農業用施設・設備の被災 ●製造用施設・設備の被災 ○インフラ停止による生産支障
	農産物・食品	●収穫後（保管中）の農産物の被災 ●食品（完成品）の被災
	金	●生産／製造停止や従業員被災等による売上減少 ●運転資金や施設・設備等の復旧費用の発生
	情報	●生産／製造に係るシステムダウンによる生産困難 ●受発注管理システム、受払管理システム、電話等のダウンによる取引困難
	サプライチェーン	○調達先、出荷先の被災に伴う影響 ○物流停止（物流拠点・配送施設等の被災も含む）による影響 ○輸送中の農作物（原料）／食品（完成品）の被災
⑤事前対策の実施	人	●従業員等の安否確認ルール／手段の決定 ●自社グループ等による代替従業員の手配手順
	農地・施設・設備	▲自社による防災施設（浸水防止施設や排水施設等）の整備 ○迅速な営農再開（排水・除塩、瓦礫撤去等）手順の検討 ●施設・設備等の安全対策（安全な場所での保管等） ▲可能な範囲での代替的なインフラの確保（非常用発電機等）
	（上記2点共通）	●迅速な復旧に向けた手順の検討 ○取引先及び同業他社等との相互支援の取り決め
	農産物・食品	▲保管倉庫の耐震化等
	金	●生産／製造停止時の売上減少額や運転資金額の把握・確保 ●生産／製造停止時に活用可能な融資／補償制度の把握
	情報	▲重要データの保管・バックアップ、基幹システムのバックアップ ○生産／製造停止時に取引先等との連絡手段の確保
	サプライチェーン	○代替調達／代替生産体制の確保、生産コストや品質維持に関する事前調整

一般的な BCP の構成項目	食品製造業者／農家の災害リスクマネジメント項目
	<ul style="list-style-type: none"> ○代替的な物流体制の確保、物流コスト維持に関する事前検討 ○貨物保険等を用いた金銭的補償 ○サプライチェーン上の関係主体（生産、加工・製造、物流 [交通事業者、運送事業者、物流施設含む]、電力・水道・農業水利施設などの公共インフラも含む）間でのコミュニケーション（被害状況や復旧目途の迅速かつ正確な把握、代替調達・製造方針の告知など）、平時からの関係構築

図表 2-4 BCP 等に関するガイドライン

タイトル【作成主体】	概要
「事業継続計画(BCP)策定セミナーテキスト」【農林水産省】 ¹	<ul style="list-style-type: none"> ○BCP を未策定の事業者を対象とした基礎編と、BCP を策定済みもしくは策定中の事業者を対象とした応用編の 2 種類があり、BCP のひな型もダウンロード可能。 ○基礎編は BCP 策定の際に必要な技術的・専門的知識を普及することを目的としている。応用編は BCP の持つ課題や問題点を改めて整理し、BCP の実効性を向上することを目的としている。
「新型インフルエンザに備えるための食品産業事業者の事業継続計画策定のポイント(平成 21 年 6 月)」【農林水産省】 ²	<ul style="list-style-type: none"> ○上記よりも実践的な内容が提示されたもの。(対象は新型インフルエンザ。) ○より食品産業の特性に適応した事業継続計画を策定することを目的とした資料。新型インフルエンザに関する基礎的な知識及び流行した際に想定されるシナリオ、感染防止策のポイント、事業継続計画策定のポイントについて紹介されている。
「緊急時における食品産業事業者間連携に係る指針」【農林水産省】 ³	<ul style="list-style-type: none"> ○個社の事業継続よりも、食料の安定供給に主眼が置かれている。 ○食品産業事業者等に対し、自らの事業継続のみならず、食料の安定供給(社会的責任)を果たす上で、緊急時の事業者間の協力方針等を取り決める際の留意事項が整理されたもの。
「食品産業事業者等のための事業継続計画(簡易版)の策定及び取組の手引き(平成 21 年 6 月改定版)」【農林水産省】 ⁴	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ対策の事業継続計画を策定し、当面の対策を行うための参考として主要な検討事項・取組事項を説明している資料。 ○本資料に沿って検討を進めることにより簡易な事業継続計画を策定することが可能。
「事業継続ガイドライン 第三版(平成 25 年 8 月)」【内閣府防災担当】 ⁵	<ul style="list-style-type: none"> ○業種・業態・規模を問わず、全ての企業・組織を対象としたガイドライン。 ○内容が網羅的に記載されているため、BCP を策定しようとする者は、ガイドラインの内容を自社(自事業所)の実情に即して解釈す

¹ 農林水産省ウェブサイトより。<<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/bcp.html>>

² 同上。

³ 同上。

⁴ 同上。

⁵ 内閣府ウェブサイトより。<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoku/keizoku/sk_04.html>

タイトル【作成主体】	概要
	る必要がある。
「中小企業 BCP 策定運用指針」 【中小企業庁】 ⁶	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業関係者等の意見が踏まえられ、中小企業の実態に基づいた BCP の策定及び継続的な運用の具体的方法が説明されているもの。 ○「入門」「初級」「中級」「上級」と段階に応じた 4 つのコースが準備されている。

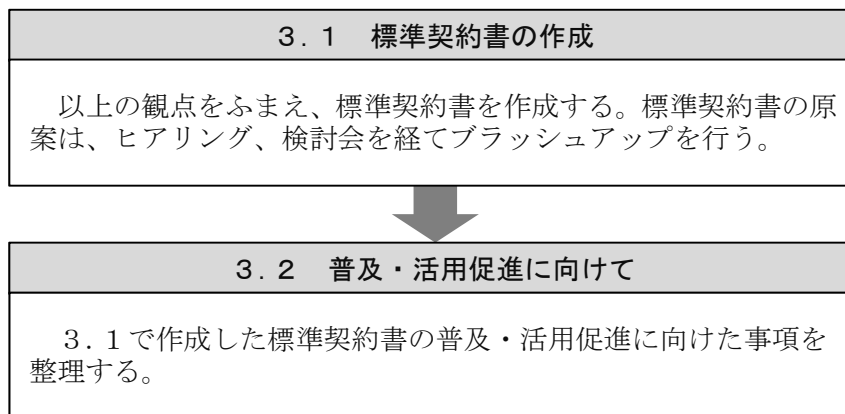
⁶ 中小企業庁ウェブサイトより。<<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>>

3. 標準契約書及び解説書の策定

契約内容が明確化されていないことにより、迅速な復旧が阻害されることが懸念されるため、一般的な契約内容の記載に加え、特に災害時の影響を想定して契約書に記載すべき項目⁷等について検討し、標準契約書を策定した。

[標準契約書の策定に係る主な観点]

- ① 災害発生時に所有権の帰属・責任の所在等の混乱発生を防ぐため、2で分析した既往災害の事例分析、問題点をふまえた農家と販売先（食品製造業者・卸売業者・市場経由の取引等）が交わす売買契約書の雛形を作成する。
- ② 「野菜及び穀物」を対象とし、その流通過程・取引実態を反映できる標準契約書を作成する（果実、花き、畜産物等は対象外）。
- ③ 野菜及び穀物の流通過程に対応し、災害時を想定した標準売買契約書、委託販売契約書、契約栽培契約書の3種類の「標準契約書」を作成する。なお、標準契約書は分冊で作成し、各々独立して使用できるものとする。
- ④ 農家・販売先が取引実態を反映して「標準契約書」を改変できるようにするため、「解説書」を作成する。



図表 3-1 検討の流れ（標準契約書の策定）

⁷ 図表 2-3 の「④自社への影響の想定」の「サプライチェーン」に係るリスクマネジメント項目

3.1 標準契約書の作成

(1) 方針

- 少しでも多くの食品製造業者等に使ってもらえるよう、簡潔なものとする。
- 所有権の移転や危険負担など、災害が生じたときの混乱を防ぐ規定を盛り込むこととする。
- いくつかのオプションを呈示することにより、柔軟な運用を可能とし、使いやすいものとする。
- わかりやすい解説書を添付することにより、契約書を作成する際に、条文の意味や災害等が発生した際の帰結、リスク負担等がわかるようにする。

(2) 標準契約書を作成する契約書の種類

典型的なものと考えられる以下の三種類の契約書とする。

- 標準売買契約書
食品製造業者等が買主、農作物を栽培する農家が売主となる売買契約についての契約書。
- 委託販売契約書
市場を通じた販売を農家が市場関係当事者に委託し、農作物を市場で販売するための契約書。
- 契約栽培契約書
食品製造業者等が農家に委託し、一定の農作物の栽培を行うための契約書。

3.2 普及・活用促進に向けて

本解説書の普及啓発方法については、第二回の検討会で以下の言及があった。

- 業界団体等を通じて広めていくと効率的ではないか。
- 被災事例を受けて標準契約書を作成したという背景や位置づけを明確に説明すべきである。契約書ではこの条項が〇〇を解決するといった説明を加えるべきである。
- 普及については第三者の活用もありえる。例えば、中小企業庁がBCPを策定した際は、経営指導員を介して普及した。JAや県の農業普及員に説明して普及と活用を促すという方法も有効である。

これらの指摘を踏まえ、まず、災害発生後のトラブルを避けるために今回作成した契約書の活用が有効であることを十分に説明した上で、普及啓発を行う必要がある。また、普及啓発を積極的に推進する第三者の活用も視野に入れて検討すべきである。



3.3.1 前書き

本解説書は、農林水産省の委託調査「災害時に備えた農家と食品関連産業間の契約取引実態調査委託事業」で行った調査結果を踏まえ、作成したものです。本調査では実際に災害に遭われた食品製造業者や農家の皆さまにご協力を頂き、災害時に契約取引に関して困ったことや課題、改善点等をご指摘いただきました。その結果、どの時点で商品の所有権が移転するのか、災害が発生した場合に農家と取引先のどちらが費用を負担するのか等について、平常時から話し合っけて契約書に定めておくことが有効であることが示されました。この結果を受けて、新たに契約書を締結される際に参考にしていただくべく、契約書のひな形とこれについての解説を付した解説書を策定いたしました。

特に、自然災害などのいずれの当事者の責めにも帰すことができない不可抗力によって、農作物が滅失した場合などには、当事者を保護したり、公平に解決したり、紛争を予防したりするための、所有権や危険負担の条文が重要になります。

すでに契約を締結している場合や契約書のフォームがある場合には、所有権や危険負担についての規定のみを取り出して覚書を別途締結することで、標準契約書の条文を活用していただくこともできます。

また、取引の実情は様々であるため、実際に契約書や覚書を締結する際には、解説書を読んだうえで、必要な修正などを行っていただくことが必要となります。

契約書の条文だけでは分かりにくいこともありますが、この解説書ではなるべく分かりやすく記載しましたので、この解説書を利用することにより、標準契約書の利用が広がり、ひいては紛争の防止や解決に役立つことを期待しています。

なお、本解説書は、国内で取引が完結している状況を想定しています。国際的な取引の場合は、別途検討が必要となります。

3.3.2 3種類の標準契約書の概要

本解説書では、以下の3種類の標準契約書を示しています。取引内容に合わせて選んでご使用ください。

標準売買 契約書

食品製造業者等が買主、農作物を栽培する農家が栽培した農作物について、農家が売主、食品関連事業者が買主となる売買契約についての契約書です。農家が農協に対して販売する場合や、農協が既に農家から購入済みの農作物を食品製造業者等に販売する場合に用いることが考えられます。

標準委託販売 契約書

市場を通じた販売を農家が市場関係当事者に委託し、農作物を市場で販売するための契約書です。標準売買契約書との主な違いは、農協等が農作物を購入するのではなく、農協等は預けられた農作物を販売し、農作物の所有権が農家から食品製造業者等に直接移転する点です。

標準契約栽培 契約書

食品製造業者等が農家に委託し、一定の農作物の栽培を行うための契約書です。種子が供給され、栽培方法の指定があり、当該畑等で栽培された農作物が全て引き渡される場合を標準的な契約内容としています。

3.3.3 標準契約書の使用方法

標準契約書は、一定の事項を記載し、また必要な部分を選択することにより、多くの場合に使用できるように作られたひな形です。

3種類の契約書のいずれかを選んだうえで、一定の事項を記載し、また必要な部分を選択することで、そのまま使用することもできます。【 】と記載されている部分は、その部分を記載するか、いくつか記載されている選択肢から選ぶことが想定されています。そのまま使用すると適切ではないケースには適宜修正してご使用ください。また、標準契約書の中の【 】以外に、解説書の中にも他のオプションが示されている場合がありますので、そちらのオプションの方が適切であると考えられる場合にはそちらを使用してください。

また、Iの前書きでも記載しましたように、既に契約書がある場合でも、所有権や危険負担についての条文がない場合には、該当する取引形態の契約書のひな形から、所有権と危険負担の条文のみを取り出して、覚書として締結することをご検討ください。

本解説書では、いずれの契約書においても、甲を売主（農家を想定）とし、乙を受託者または買主（農協、製造業者、外食・小売業者等の農家の取引先を想定）としています。

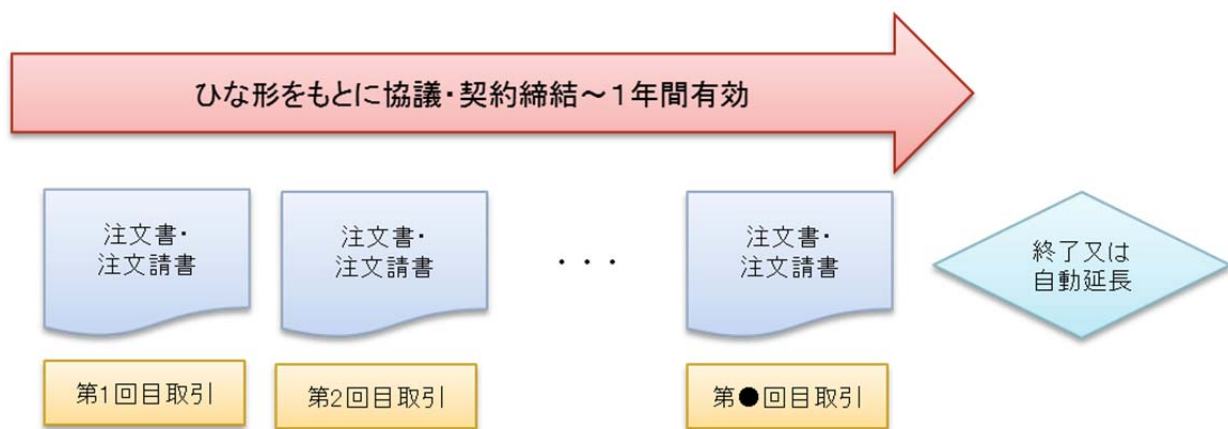
なお、契約書を修正するにあたっては、いずれかの当事者が一方的に不利になるような修正は公平の観点から望ましくありません。長期的な観点から、両当事者が取引を通じて共に利益を得られるような配慮を行うことが重要であるといえます。

3.3.4 各標準契約書の解説

(1) 標準売買契約書

標準売買契約書は、食品製造業者等が買主、農作物を栽培する農家が栽培した農作物について、農家が売主、食品関連事業者が買主となる売買契約についての契約書です。売主が農家で買主が農協等である場合にも、また、売主が農協等で買主が食品製造業者等である場合にも用いることができます。

標準売買契約書のひな形では、契約期間を1年間とし、契約期間の終了後、契約を終了するか、あるいは、自動延長することとしています。契約期間中は注文書と注文請書のやり取りによって個々の取引が行われます。契約書で定めた事項は、契約期間内に生じるすべての取引に適用されます。



(売買対象の農作物及びその規格)

第1条 甲は、乙に対し、別紙1に定める品種及び規格の本農作物を販売し、乙はこれを買受ける。



売買の目的物である農作物の種類と規格を定める条文です。品種や規格を記載した別紙1を契約書に添付する形式にしています。規格と同時に価格も記載する形にすることも構いません。その場合は、第5条の別紙3も別紙1とすることになります。なお、記載すべき点が少ないときは、以下のオプションのように、別紙にせず条文の中に入れ込むことも可能です。

(オプション)

甲は、乙に対し、以下に定める品種及び規格の本農作物を販売し、乙はこれを買受ける。

【(例) 品種：●●
規格： 1級 ●●
2級 ●●】

なお、検品を行う際にここで記載した規格を使う(規格に細かく定めておく)ことも可能ですし、別途検品を行うための基準を定めることも可能です。

(本農作物の注文)

- 第2条 本農作物の注文は、乙が、別紙2所定の注文書(以下「注文書」という。)を、納入期日の【 】日前までに甲に送付(Eメール等の電磁的方法によることも含む。以下同じ。)することによって行う。
- 2 甲は、注文書受領後すみやかに承諾の意思を、注文請書を手渡しもしくは送付し又はEメール等の電磁的方法で送信することによって乙に伝達する。ただし、甲は、承諾するにあたり、数量その他の注文書記載事項の変更を乙に申し入れることができ、乙は、誠実に協議に応じるものとする。乙は、変更について甲乙で合意した場合、その内容を記載した注文書を再度甲に送付するものとする。
- 3 甲が乙に注文請書を送付した時に個別契約が成立するものとする。
- 4 【本農作物の乙による予定購入数量は、【年間 KG/箱】とする。【●月末までの1年間】の乙の注文総量が予定購入数量を下回った場合には、乙は、下回った量に対応する売買価格を【翌月末までに】【甲の銀行口座に振込む形で】甲に支払うものとする。】



注文方法については、様々な方法がありますが、標準契約書の第2条第1項では、納入期日の一定期間前に注文書により注文する方法を記載しています。注文書は別紙2に定めるものとしており、取引に合わせて、規格ごとの数量、納入日等を定めるフォームを添付することを予定しています。特にそのようなフォームを作成しない場合は、「別紙2所定の注文書」の代わりに「○と○を記載した注文書」といった文章を本文に入れ込むことも可能です。書面ではなく、Eメールなどの電磁的方法で送付することも認めています。

注文があった場合に承諾したことを知らせることが必要です。後で言ったかどうか問題にならないよう、本条2項で記載しているように注文請書を手渡したり、Eメールで送付したりすることが望ましいですが、そのような慣習がない場合は、標準契約書の「注文請書を手渡しもしくは送付し又はEメール等の電磁的方法で送信することによって」を削除してもよいでしょう。農作物については天候等の影響によって注文書どおりの納入が困難な場合もありうることから、本項では、変更の申し入れについても規定しています。

本条第3項で、注文書に承諾した段階で個別契約が成立したことを規定していますが、個別契約の成立によって、売主には当該注文書どおりの農作物を納入する義務、買主には代金支払い義務が発生します。

本条第4項は、予定購入数量を定める場合に用いる条文です。予定購入数量以下の注文しかなかった場合には、下回った量に対応する売買価格の支払を買主に義務付ける規定としています。このような規定を設けることにより、売主にとって個別の注文が少ない場合のリスクを減らすことができます。他方で、農作物の収穫が天候等により左右されることに鑑み、売主が予定購入数量まで売ることができなかつた場合でも、売主についてのペナルティは定めていません。

(農作物の納入)

- 第3条 甲は、注文書に従い、納入日に、本農作物を納入場所に納入する。
- 2 配送方法については、【(配送方法を記載) / 別途定める】。

- 3 配送費用については、【甲／乙】が負担する。悪天候や甲乙のいずれの責めにも帰すことができない事故等の不可抗力で配送費用が増加した場合の増加分については、【別途協議する／甲が負担する／乙が負担する／甲及び乙で折半する】。



納入については、注文書に記載された納入日に行うことを規定しています。また、配送方法については、予め契約書に定めておくことができればそのようにし、予め定めることが難しいようであれば別途定めることとしておきます。

配送費用の負担については、契約書に定めておくことが望ましいといえます。さらに、配送費用が増加し、その原因が不可抗力である場合(甲乙のいずれの定めにも帰すことができない場合)についても定めておくことで、不測の事態に対応しやすくなります。

(農作物の検品)

- 第4条 乙は、注文書に記載の場所に納入された本農作物につき、第1条の規格に従って検品を行い、納入後【24時間】以内にその結果を甲に書面又はEメール等の電磁的方法で通知するものとする。通知がない場合、納入後【24時間】経過した時点で、検品が終了し、かつ、納入された農作物に本契約又は注文書との不適合はなかったものとみなす。
- 2 乙は、検品の結果、納入された本農作物の数量・品質等が本契約又は注文書に不適合であると判断した場合は、1項の通知を行ったうえで甲とその対応を協議するものとし、不足分の追加、代金の減額、代替品の発送、納入された農作物の返還・廃棄その他の対応について合意するものとする。



検品については、どのタイミングで行い、いつまでに結果を通知するのかを定めておく必要があります。標準売買契約書においては、通知がない場合に、検品が終了したもの、また納入された作物に本契約や注文書との不適合はないものとみなすこととし、これにより所有権が移転することで、納入された農作物についての法律関係があいまいになることを防いでいます。

また、検品の結果、数量不足や品質等の問題があった場合は、対応を協議することとしています。状況に応じて、不足分の追加や代金の減額、代替品の発送等、適切な対応を行うこととして、柔軟な対応ができるようにしています。

(売買価格)

- 第5条 甲及び乙は、本農作物の売買価格について、別紙3の通り定める。ただし、気候条件、市場価格の変動その他の状況により売買価格を変更することが適切であるといずれかの当事者が判断した場合は、甲及び乙で協議のうえ、価格について改めて合意するよう努力するものとする。



売買価格についての規定です。規格や条件により様々な価格を定める場合がありうるため、標準契約書では別紙に定める方式をとっています。第1条についての解説に記載したように、本農作物の規格と合わせて別紙1に記載することも考えられるため、その場合には本条の別紙も別紙1とすることになります。価格についての記載量が少ない場合には、「別紙3の通り定

める」を「以下の通り定める」としたうえで、第5条の最後に規定することも考えられます。

売買価格についての取決めは、契約書作成時に行う場合が多いと思われませんが、その場合も、気候条件等で価格を変更することが適切である場合も考えられます。そこで、標準売買契約書においては、売買価格の変更をいずれかの当事者が申し出た場合について、協議を行い、改めて合意するよう努力することを定めています。

また、本条では、契約時点において価格を定めることとしていますが、価格の変動が激しい場合など、契約締結時点では売買価格を定められない場合は、どのように定めるか(価格を定める方法)を規定しておくこととなります。

(支払)

- 第6条 甲は、【毎月末】を締日とし、甲から乙に販売した本農作物につき請求書を作成し、翌月●日までに、乙に送付する。
- 2 乙は、請求書を受領した日を含む月の【翌月末】(ただし、銀行休業日の場合は翌営業日)までに、以下の甲の銀行口座宛てに請求額を支払う。手数料は乙の負担とする。ただし、請求書の内容に疑義のある場合は、乙は請求書を受領した後すみやかに甲に通知して協議するものとする。

【甲の口座情報】



標準売買契約書においては、支払方法の一例として、月末締めで売主が請求書を作成して送付し、翌月末までに買主が銀行振込みで支払うこととしています。ただし、様々な場合がありうることから、そのケースに合った方法に変更して使用していただくことを想定しています。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第7条 本農作物の所有権は、本農作物が納入されて乙の検品が終了したときに移転する。
- 2 乙の検品の結果、納入された本作物の数量が不足であっても、納入された本農作物の所有権は移転する。
- 3 乙の検品の結果、納入された本作物の品質等が本契約又は注文書と不適合であり、代替品を発送することに甲乙で合意した場合は、代替品の検品が終了したときに本代替品について所有権が移転し、不適合のある農作物について受け入れたうえで代金を減額することに甲乙で合意した場合は、当該合意した時点ですでに納入した農作物について所有権が移転する。
- 4 自然災害等の甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力により、本農作物が配送開始前に滅失し甲が本農作物を納入できなくなった場合には、乙は、当該農作物についての代金支払い債務を免れる。本農作物について、乙の了解のもと納入された後に不可抗力により滅失した場合には、乙は代金支払い債務を免れない。本農作物の配送中に農作物が不可抗力により滅失した場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。



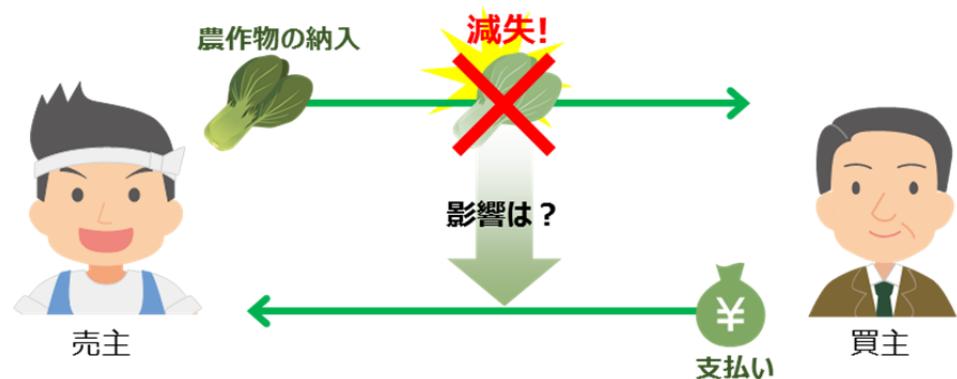
<所有権について>

本条の第1項から第3項までの規定は、所有権の移転時期についての規定です。所有権の移転時期については、当事者間で定めることができます。契約書に所有権の移転時期を明示しておくことで、所有権の帰属についての紛争を予防することができます。一般的には、所有権を有していれば、例えば代金の支払がない場合などに売主が所有権に基づく引渡し請求ができますので、所有権の移転時期が遅い方が売主に有利になると言えます。

標準売買契約書では、買主のもとに配送されて検品まで終われば、所有権を移転させるのが適当であると考え、原則として検品が終了した時に所有権が移転することとし、また、数量不足や契約書や注文書に不適合な場合についても定めています。

<危険負担について>

本条の第4項は、危険負担について定めた条文です。危険負担とは、契約上互いに義務を負う当事者のうち、一方当事者の義務の履行が不可抗力により(いずれの当事者の責めにもよらずに)不可能となった場合に、他の当事者が契約上の義務を負うかどうかを言います。農作物の売買で言えば、例えば配送中に雷などの不可抗力で農作物が滅失してしまった場合、買主は代金支払債務を負うのかという問題です(下記図ご参照)。これについても所有権の移転と同様、当事者同士が契約で定めることができますので、明確に定めておくことで紛争を予防することができます。(なお、所有権の移転と危険負担の移転の時期を合わせる必要は必ずしもありません。)



標準契約書では、配送開始前の滅失では売主が危険を負担し代金は支払われないこととし、農作物の納入後の滅失では買主が負担し代金の支払義務を負わせることとし、配送中の滅失では協議の上定めるものとしています。なお、協議については、事後の協議を想定していますが、相互の関係によっては事前に話し合って定めることもできます。その場合は、定めた割合が契約書に記載されることになります。

これについては、以下のようなオプションが考えられます。

オプション1

自然災害等の甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力により、本農作物が納入前に滅失し甲が本農作物を納入できなくなった場合には、乙は、当該農作物についての代金支払い債務を免れる。本農作物の納入後に農作物が不可抗力により滅失した場合には、乙は代金支払い債務を免れない。

オプション1は、納入前に滅失した場合には代金が支払われないこととしており、これには配送中も含まれます。配送中の滅失についても売主が危険を負担する点で、標準売買契約書よりも売主に不利な規定となっています。

オプション2

自然災害等の甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力により、本農作物が配送開始前に滅失し甲が本農作物を納入できなくなった場合には、乙は、当該農作物についての代金支払い債務を免れる。本農作物の納入後に農作物が不可抗力により滅失した場合には、乙は代金支払い債務を免れない。本農作物の配送中に農作物が不可抗力により滅失した場合には、乙は、代金の半額のみを支払うものとする。

オプション2は、納入後に滅失した場合には代金が支払われることとして買主に危険を負担させている点は標準売買契約書と同様ですが、配送中の滅失について、協議ではなく予め半額支払うこととしておくものです。配送中について双方で危険を負担する考え方です。

標準売買契約書とオプション1、2における危険負担の考え方を下表に整理します。

	標準	オプション1	オプション2
配送前に滅失	売主負担	売主負担	売主負担
配送中に滅失	事後協議	売主負担	折半
納入後に滅失	買主負担	買主負担	買主負担

(法令遵守)

第8条 甲及び乙は、本契約に関連する法令を遵守するものとし、適用されるガイドライン等にも十分留意のうえ、本契約の履行に際しては書類の保存その他適切な管理を行うものとする。



当事者の法令遵守義務を定め、また、契約の履行に関して適切な管理を行うことを定める規定です。

食品関連については、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)、農薬取締法等の様々な法令があり、その不遵守により農作物の安全性に関わる場合もあり、契約の相手方にも不利益を与えるおそれも生じます。

したがって、これらの法令を遵守することが重要であり、契約においても定めておくことが適切であると考えられます。また、最近では、トレーサビリティの関連などにより、書類や記録を整備しておくことの重要性も増しており、これらについてガイドライン等に十分留意した運用も求められることから、契約においても特に記載しています。ただし、農家の規模や対象となる規制等に

より、適切な管理の程度は差があるものと考えられます。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙が故意又は過失により本契約に関して相手方に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う。



契約関係にある当事者間において、契約違反やその他契約に関する損害賠償を定める規定です。故意または過失がある場合であって、その行為によって相手に損害が生じた場合に賠償する旨を定めています。

(期間)

第10条 本契約の有効期間は、●年●月●日から1年間とする。但し、契約期間満了●か月前までに、いずれかの当事者が書面で延長しない旨を申し出た場合を除き、同一の条件で1年間延長するものとし、以後についても同様とする。



契約期間については、1年間とし、自動延長条項を定めています。すなわち、契約期間満了の●か月前までに特に当事者から申し出がない場合は、自動的に1年延長されることとなります。

(解約)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、請求により期限の利益を失わせることができ、また、乙に通知することにより本契約及び個別契約を解約することができる。

- (1) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- (2) その財産に対し差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき。
- (3) 破産、民事再生若しくは会社更生手続き開始、又は特別清算の申立てがあったとき。
- (4) その振出しに係る手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又はその裏書若しくは保証に係る第三者振出しの手形若しくは小切手が不渡りとなったときに遡求に応じなかったとき。
- (5) 支払を停止したとき。
- (6) 公租公課を滞納したとき。
- (7) 解散したとき。
- (8) 事業の全部又は重要な一部を休止したとき。
- (9) 監督官庁より営業停止又は営業免許の取り消し等の処分を受けたとき。
- (10) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

2 乙は、甲が乙との信頼関係を喪失させるような行為を行った場合には、1週間以上の一定の期間を定めてその是正について催告を行い、期間経過後も状況が改善しないときは、本契約を解約することができる。

3 甲又は乙は、相手方が法令遵守義務違反その他本契約書に違反した場合（ただし、軽微なものは除く。）には、1週間以上の一定の期間を定めてその是正について催告を行い、期間経過後も状況が改善しないときは、本契約を解約することができる。



継続的に農作物を納入するという売主の義務は、代金を払ってもらえるという信頼に基づくものであるといえます。このことを考慮し、買主の信用状態が悪化した場合には期限の利益を喪失させられる(代金を即時に払ってもらえる)こと、及び、解約できることを定めています。

他方、買主は、売主に農作物を納入してもらおう立場であり、売主の信用状態は必ずしも売主の農作物納入義務には直接影響しないため、信用状態の悪化で期限の利益喪失や解除を認めることは適当ではなく、両当事者の信頼関係を喪失させるような行為があり、催告をしても一定の期間内に状況が改善しない場合に、解約できる旨を定めています。

さらに、相手方が本契約の内容に違反する場合には、いずれの当事者からも、催告をして一定の期間内に状況が改善しない場合に、解約できる旨を定めています。

(協議事項)

- 第12条 本契約の履行に影響があると思われる自然災害その他の不測の事態が発生した場合には、相手方に通知し、状況その他についての情報を適切に共有し、必要な協議を行うものとする。
- 2 第1項に定める事項のほか、本契約に定めのない事項又は条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し解決するものとする。



自然災害などで農作物の生育状況や保管に影響がある場合、両当事者の協議によって対策をとることが必要となるため、両当事者で情報を適切に共有することが重要です。本条1項はそのような情報共有と協議について定めたものです。

また、そのような場合以外でも、定めのない事項や条項の解釈につき、疑義が生じた場合には、協議を行って解決するほうが望ましいため、第2項の協議条項を定めています。

(裁判管轄)

- 第13条 本契約に関して甲乙間に生じた一切の紛争に関しては、【 】地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。



紛争が起きて裁判にまで至ってしまう場合において、どこの裁判所で裁判手続を行うかは、費用の面で当事者にとって大きな影響があり得ます。この点、自己の拠点の近くの裁判所を規定することにより、不利な遠方の場所で訴訟を行うことを防止することができます。規模の異なる当事者間で契約を締結する場合には、規模の小さい当事者に近い裁判所を指定することが公平に資する場合が多いと考えられます。

(2) 標準委託販売契約書

市場を通じた販売を農家が市場関係当事者に委託し、農作物を市場で販売するための契約書です。農家が農協等に農作物の販売を委託し、農協等が農家の農作物を食品製造業者等に委託販売するような場合を想定しています。販売を委託する農家が委託者、販売を行う農協等が受託者となります。

(委託販売対象の農作物)

第1条 甲は、乙に対し、【以下の／別紙1に定める】農作物（以下、「本農作物」という。）の販売を委託し、乙はこれを受諾する。

【例： 品種： ○○
規格： 1級 ○○
2級 ○○】



委託販売を行う旨と、農作物の品種や規格を定める規定です。品種や規格として定める事項が多い場合には別紙にしたほうが分かりやすいと思われます。標準委託販売契約書では、この規格が検品の基準にもなるものとして規定していますが、別に検品基準を定める場合は4条でその基準について規定するか、別途合意する旨を定めてください。

(委託販売の方法)

第2条 本農作物の委託販売の方法は、下記のとおりとする。

【例：

① 共同計算受託販売

甲が販売委託した農作物と第三者の農作物を共同で販売し、これを精算して乙から甲に代金を支払う方法

② 個別受託販売

甲が販売委託した農作物を乙が任意の第三者に販売し、これを精算して乙から甲に代金を支払う方法

③ 特約受託販売

甲が販売委託した農作物を乙が甲に指定された特定の第三者に対して販売し、これを精算して乙から甲に代金を支払う方法】

2 乙は、本農作物の販売を、甲の同意を得て第三者（以下「再受託者」という。）に再委託することができる。



委託販売の方法を定める規定です。ここでは、例として、3種類の委託販売の方法について規定していますが、実際の販売方法及び精算方法に従って記載してください。

また、受託者が他の第三者に再度販売を委託することができる規定としています。第三者への再委託をできないこととする場合には第2項は削除し、また、所有権の条項にも再委託に関する条文(第8条第4項)がありますので、そちらも削除してください。

(甲から乙への農作物の納入)

- 第3条 甲及び乙は、予め本農作物の納入の概要についての計画に合意するものとし、甲の納入はこれに従って行うものとする。ただし、気候や農作物の栽培状況により、やむを得ずこれに従えない場合はこの限りではなく、甲は計画に従えないことが予想される場合には遅滞なくその旨を乙に通知するものとする。
- 2 甲は、乙への委託販売のために本農作物の納入を行う場合には、農作物の種類及び委託販売の方法ごとに、乙に対して【事前に／納入の●日前までに】農作物の種類・規格・量、出荷日及びその他の必要な事項を明らかにし通知するものとする。
- 3 甲は、通知内容に従って【(納入場所を記載)】へ納入を行う。乙は、納入場所を変更する場合には、甲に対してその旨通知することとし、納入場所の変更による費用の増加については、乙が負担する。
- 4 配送方法については、【(配送方法を記載)／別途定める】。
- 5 配送費用については、【甲／乙】が負担する。悪天候や甲乙の責めに帰すことができない事故等の不可抗力で配送費用が増加した場合の増加分については、【別途協議する／甲が負担する／乙が負担する／甲及び乙で折半する】。



甲から乙への農作物の納入については、甲乙で納入の概要についての計画に合意することとし、大まかな見通しが立てられるようにしています。ただし、気候や農作物の栽培状況によりやむを得ず計画に従えない場合もあることから、そのような場合には甲から乙に通知することとしています。また、各納入を行うことについては、乙の承諾は不要としていますが、乙の受け入れの準備のため、事前に通知することを定めています。通知の時期については、納入日の1日前、2日前など一定の期限を定めることも考えられます。

農作物の納入場所については、本標準委託販売契約書では契約書に記載しておくこととしていますが、別途定めることにしておくことも可能です。

配送方法については、場合に応じて、契約書に記載するか、別途定める旨を記載します。

配送費用の負担については、契約書に定めておくことが望ましいといえます。さらに、配送費用が増加し、その原因が不可抗力である場合(甲乙のいずれの定めにも帰すことができない場合)についても定めておくことで、不測の事態に対応しやすくなります。

(検品)

- 第4条 乙は、甲から引き渡された本農作物につき、第1条の規格に従って検品を行い、引渡し後【24時間】以内にその結果を甲に書面又はEメール等の電磁的方法で通知するものとする。通知がない場合、納入後【24時間】経過した時点で、検品が終了し、かつ、納入された農作物に本契約との不適合はなかったものとみなす。
- 2 乙は、検品の結果、納入された本農作物の数量・品質等が本契約に不適合であると判断したもののについて、1項の通知を行ったうえで甲とその対応を協議するものとし、不足分の追加、代金の減額、代替品の発送、納入された農作物の返還・廃棄その他の対応について合意するものとする。



標準売買契約と同様に、納入された本農作物についての検品について定めています。また、標準売買契約書と同様に、契約書に不適合だったものについて協議のうえ柔軟に対応できるようにしています。

(乙による販売)

- 第5条 乙は、第2条に定める委託販売の方法及び以下に定める条件に従って、農作物を販売する。
- 2 各委託販売の条件は、次に定めるとおりとする。
【(第2条の例の場合：①～③ごとの販売条件を規定)】
- 3 本農作物の販売にあたり、本農作物は【乙の農業倉庫】に保管するものとし、保管に関する費用は、【甲/乙】の負担とする。ただし、必要があるときは、乙は甲に通知した上で、他の場所に保管することができる。この場合の増加費用については乙が負担する。
- 4 乙は、本農作物を善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとする。
- 5 本農作物の販売に必要な費用は、乙の負担とする。



受託者による販売方法を定める規定です。実際の委託販売の方法に従って記載してください。標準委託販売契約書では、一般的な規定として、農作物の保管や、保管についての注意義務、販売費用についての定めを設けています。農作物の保管については、乙自身の農作物ではなく甲の農作物を預かっていることから、自己の物に対する注意義務よりも高度な注意義務を定めています。

(販売価格及び販売手数料)

- 第6条 本農作物の委託販売価格は、【別紙2において/別途甲乙の合意のうえ】定めるものとする。
- 2 本農作物の販売手数料は、種類・販売方法ごとに【別紙3において/別途甲乙合意のうえ】定める。



委託販売価格については、予め契約書で定めることも可能ですが、農作物価格の変動などの影響で変動することが予想されるような場合は、別途合意するほうが望ましい場合もありますので、状況に応じて選択することとしています。

また、販売手数料についても、予め契約書で定めることも可能ですが、状況によって変動させるために別途合意することも可能ですので、状況に応じて選択することとしています。

(報告・支払)

- 第7条 乙は、本農作物の販売について各日の記録をつけ、【1ヶ月分】の記録を【翌月●日までに】甲に報告する。
- 2 乙は、甲に対し、本農作物の販売価格から手数料を差し引いた金額を支払うものとする。当該支払については、原則として、本農作物についての売買代金が買主である第三者から乙に支払われた後に行うものとし、甲から乙への請求書の発行については、別途甲乙で合意する。ただ

し、第三者からの支払が、販売後【2 か月】を過ぎてもなされない場合は、乙は、甲に対する支払を先に行うものとする。

- 3 乙は、請求書を受領した日を含む月の【翌月末】（ただし、銀行休業日の場合は翌営業日）までに、以下の甲の銀行口座宛てに請求額を支払う。手数料は乙の負担とする。ただし、請求書の内容に疑義のある場合は、乙は請求書を受領した後すみやかに甲に通知して協議するものとする。

【甲の口座情報】



委託販売の状況について、受託者が委託者に報告を行う旨の規定です。状況に応じて、報告の頻度等を変更してご使用ください。

また、支払については、販売価格から委託販売の手数料を差し引いた金額を払うものと規定しています。実際の支払方法と異なる場合には、実際の支払方法を規定してください。また、支払時期については、原則として、買主である第三者から受託者に支払われた後に、委託者に支払われることとし、詳細については甲乙で合意することにしています。しかし、買主が支払わない場合にリスクを委託者が負うことになってしまうので、委託者が通常は農家であることに鑑み、ただし書きを設け、買主からの支払が販売から 2 か月を過ぎてもなされない場合は、受託者から委託者への支払を先に行うことにしています。

（所有権の移転及び危険負担）

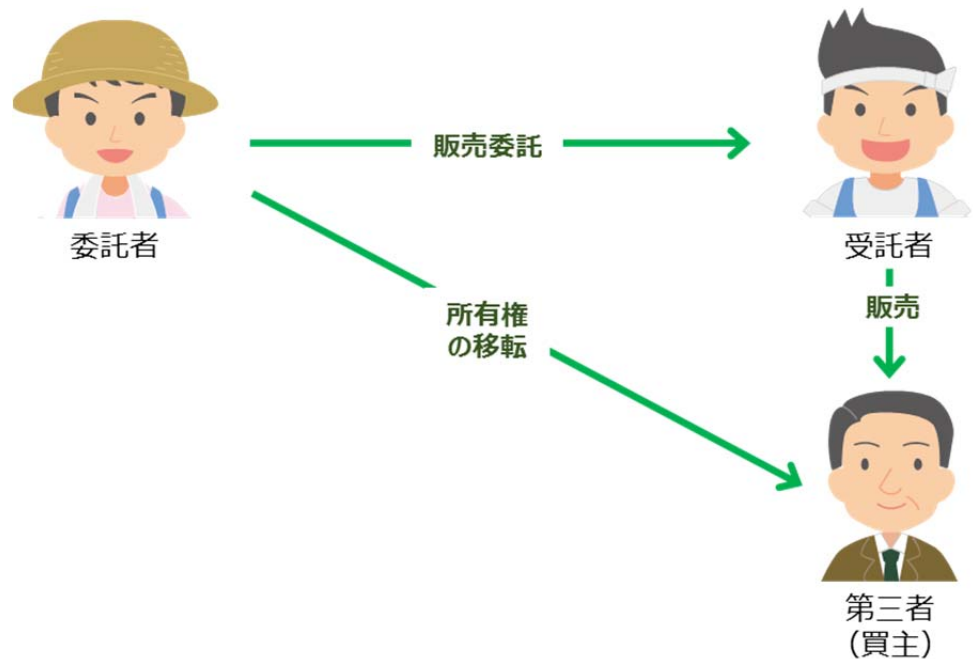
- 第8条 本農作物の所有権は、本農作物が乙により第三者に販売され、当該第三者【の検品等が終了したとき／が受領したとき】に甲から当該第三者へ移転する。
- 2 第三者の検品の結果、納入された本農作物の数量が不足であっても、納入された本農作物の所有権は移転する。
- 3 第三者の検品の結果、第三者に納入された本農作物の品質等が乙と第三者との間の契約の内容と不適合があった場合において、代替品を発送することに乙と第三者が合意したときは、代替品【の検品が終了したとき／を受領したとき】に本代替品について所有権が移転し、不適合があった農作物について受け入れたうえで代金を減額することに乙と第三者とで合意したときは、当該合意した時点ですでに納入した農作物の所有権が移転する。
- 4 第2条第2項により乙が再受託者に販売を委託した場合においては、第1項及び前項の規定の「乙」を「再受託者」と読み替えて適用する。
- 5 自然災害等の甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力により、乙の了解のもと納入された時以降に本農作物が滅失し又は毀損した場合には、当該農作物が滅失又は毀損しなかった場合に乙から甲に支払われるべき金額について、乙は甲に補償する。乙の農業倉庫又は乙の指定する場所へ本農作物を配送中に農作物が不可抗力により滅失した場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。



<所有権について>

本条の第1項から第4項までの規定は、所有権の移転時期についての規定です。所有権の移転時期については、標準売買契約書の解説をご参照ください。

委託販売については、所有権は、下記(図)のように、受託者から第三者へ販売されるときまでは委託者に帰属し、委託者から第三者(買主)に移転します。したがって、標準委託販売契約では、受託者から第三者への販売の時点を中心に、標準売買契約と類似の定めを置いています。ただし、受託者から購入した第三者が検品する場合のみではないと考えられるため、検品がないようなタイプの販売を行う場合には、第三者の受領により、所有権が移転することを定めることになります。



なお、受託者が再委託した場合には、販売は再受託者によって行われるので、再受託者から第三者への販売の時点を中心に所有権の移転時期を定めることになります。したがって、第4項で、受託者の代わりに再受託者と規定を読み替えることを定めています。

<危険負担について>

本条の第5項は、危険負担について定めた条文です。危険負担の意味については、標準売買契約書の解説をご参照ください。

委託販売においては、委託者から納入されて受託者が農作物を保管している間に農作物が不可抗力により滅失する場合があるため、その場合について定めておく必要があります。標準委託販売契約書においては、そのような場合に、すでに委託者のもとに農作物があることを考慮に入れて、委託者に危険を負担させることにしています。すなわち、農作物が滅失しなかった場合には、受託者は、農作物を販売して、その代金から委託販売手数料を差し引いた額を委託者に交付することになっていることから、滅失があったとしても委託者がその金額を受領できるように定めています。

委託者から受託者への農作物の配送中に滅失した場合については、協議で定めることとしています。

上記の危険負担の規定の代わりに、以下のようなオプションを定めることも可能です(オプション1とオプション2の考え方は、標準売買契約書のオプション1とオプション2の考え方と同じです。)

オプション1

自然災害等の甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力により、本農作物が納入前に滅失し甲が本農作物を納入できなくなった場合には、乙は、当該農作物についての代金支払い債務を免れる。本農作物の納入後に本農作物が不可抗力により滅失した場合には、当該農作物が滅失しなかった場合に乙から甲に支払われるべき金額について、乙は甲に補償する。

オプション1は、納入前に滅失した場合には代金が支払われないこととして、配送中の滅失について委託者の危険負担としており、この点は標準委託販売契約書よりも委託者に若干不利な規定となります。ただし、納入後農作物の保管中の滅失について乙に危険を負担させているので、標準委託販売契約書の考え方と大きく変わるものではありません。

オプション2

自然災害等の甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力により、本農作物が配送開始前に滅失し甲が本農作物を納入できなくなった場合には、乙は、当該農作物についての代金支払い債務を免れる。本農作物の納入後に農作物が不可抗力により滅失した場合には、乙は代金支払い債務を免れない。本農作物の配送中に農作物が不可抗力により滅失した場合には、乙は、代金の半額のみを支払うものとする。

オプション2は、配送中の不可抗力による滅失について、協議ではなく予め半額支払うこととしておくものです。双方で危険を負担する考え方です。これについても、納入後農作物の保管中の滅失について乙に危険を負担させているので、標準委託販売契約書の考え方と大きく変わるものではありません。

オプション3

自然災害等の甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力により、乙の農業倉庫又は乙の指定する場所へ本農作物を配送中に、又は乙に納入された時以降に、本農作物が滅失した場合には、当該農作物が滅失しなかった場合に乙から甲に支払われると予想される金額のうち一定額を、乙が甲に支払うことにつき、甲乙協議して定める。

オプション3は、配送中及び乙の農業倉庫等に保管中に不可抗力により滅失した場合に、協議によって甲に支払われる金額を定めるものです。標準委託販売契約書では、納入後は「乙の危険負担」としていますが、その部分をオプション3では「協議」とすることにより、乙に有利な規定となります。ただし、協議による合意に時間がかかったり、合意できない場合に紛争に発展したりするおそれもあります。

ただし、委託販売においては、乙が農作物を保管しても所有権は甲にあることから、このような定めをおきたい当事者もいると思われることから、オプション 3 として示しています。

標準委託販売契約書とオプション 1～3 における危険負担の考え方を下表に整理します。

	標準	オプション 1	オプション 2	オプション 3
配送前に滅失	委託者負担	委託者負担	委託者負担	委託者負担
配送中に滅失	事後協議	委託者負担	折半	事後協議
納入後に滅失	受託者負担*	受託者負担*	受託者負担*	事後協議

差

し引いた売買代金相当額を受託者が委託者に対して支払う

(法令遵守)

第9条 甲及び乙は、本契約に関連する法令を遵守するものとし、適用されるガイドライン等にも十分留意のうえ、本契約の履行に際しては書類の保存その他適切な管理を行うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙が故意又は過失により本契約に関して相手方に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(期間)

第11条 本契約の有効期間は、●年●月●日から1年間とする。但し、契約期間満了●か月前までに、いずれかの当事者が書面で延長しない旨を申し出た場合を除き、同一の条件で1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

(解約)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、請求により期限の利益を失わせることができ、また、乙に通知することにより本契約を解約することができる。

- (1) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- (2) その財産に対し差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき。
- (3) 破産、民事再生若しくは会社更生手続き開始、又は特別清算の申立てがあったとき。
- (4) その振出しに係る手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又はその裏書若しくは保証に係る第三者振出しの手形若しくは小切手が不渡りとなったときに遡求に応じなかったとき。
- (5) 支払を停止したとき。
- (6) 公租公課を滞納したとき。
- (7) 解散したとき。
- (8) 事業の全部又は重要な一部を休止したとき。
- (9) 監督官庁より営業停止又は営業免許の取り消し等の処分を受けたとき。

- (10) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- 2 乙は、甲が乙との信頼関係を喪失させるような行為を行った場合には、1週間以上の一定の期間を定めてその是正について催告を行い、期間経過後も状況が改善しないときは、本契約を解約することができる。
- 3 甲又は乙は、相手方が法令遵守義務違反その他本契約書に違反した場合（ただし、軽微なものは除く。）には、1週間以上の一定の期間を定めてその是正について催告を行い、期間経過後も状況が改善しないときは、本契約を解約することができる。

(協議事項)

- 第13条 本契約の履行に影響があると思われる自然災害その他の不測の事態が発生した場合には、相手方に通知し、状況その他についての情報を適切に共有し、必要な協議を行うものとする。
- 2 第1項に定める事項のほか、本契約に定めのない事項又は条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し解決するものとする。

(裁判管轄)

- 第14条 本契約に関して甲乙間に生じた一切の紛争に関しては、【 】地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。



第9条から第14条までは、標準売買契約書と同様に定めていますので、標準売買契約書の解説部分をご参照ください。

(3) 標準契約栽培契約書

食品製造業者等が農家に委託し、一定の農作物の栽培を行うための契約書です。栽培したものを販売するという点で、栽培についての合意と、売買についての合意を合わせて行うこととなります。

(契約栽培対象の農作物の品種及びその規格)

第1条 甲は、【別紙1記載の／以下に定める】品種及び規格の農作物（以下「本農作物」という。）を第2条に定める畑において栽培し、乙は、甲が栽培した全ての農作物を買い受ける。

【例： 品種 ○○
規格： 1級 ○○
2級 ○○】



契約栽培を行う旨と、その対象となる農作物の規格について規定しています。品種や規格が多いなど記載事項が多くなる場合には、別紙1として記載したほうが分かりやすいものと思われます。検品を行う際にここで記載した規格を使う（規格に細かく定めておく）ことも可能ですし、別途検品を行うための基準を定めることも可能です。

(栽培)

第2条 甲が本契約に基づく栽培を行う畑（以下「本畑」という。）の面積その他は【別紙2】に記載のとおりとする。

2 乙は、以下に記載する甲が本畑で栽培する本農作物の種子、使用する肥料その他の本農作物の栽培に必要なもの（以下「供給物」という。）を甲に供給する。甲は、供給された種子をすべて本畑に蒔くものとする。

【例：種子 品種 ○○
規格 1級 ○○ ○キロ ○円
規格 2級 ○○ ○キロ ○円
肥料 ・・・・】

3 本農作物の栽培方法及び収穫方法については、別紙3のとおりとし、甲は当該栽培方法及び収穫方法に従って誠実に本農作物の栽培を行うものとする。栽培方法及び収穫方法の変更が必要な場合には、甲乙協議のうえ変更について合意する。



契約栽培においては、畑の面積その他栽培を行う畑についての事項や、種子の種類・量、肥料、栽培方法及び収穫方法等について予め定めておくため、そのような内容を盛り込める条文にしています。農薬の使用等に制限がある場合等も栽培方法で定めることを想定しています。また、使用する農機具を貸し出すような場合にも、本条2項に記載することが考えられます。

別紙にするか契約内に入れ込むかは、記載の量等に応じて調整してください。

(収穫及び納入)

- 第3条 甲は、乙が定める時期に、別紙3に定める方法で、乙が定める量の本農作物の収穫を行い、収穫された本農作物の甲と乙が別途協議して定めた規格を満たす適合品を、乙の定める日までに【(納入場所)】に納入する。
- 2 配送方法については、【(配送方法) / 別途定める。】
- 3 配送費用については、【甲/乙】が負担する。悪天候や甲乙の責めにも帰すことができない事故等の不可抗力で配送費用が増加した場合の増加分については、【別途協議する/甲が負担する/乙が負担する/甲及び乙で折半する】。



契約栽培においては、収穫したものうち、甲と乙が別途協議して定めた規格を満たす適合品を買主に納入することを想定しています。収穫時期については、標準契約栽培契約書においては、買主が定めることとしていますが、売主が適切な時期を見極めて通知するといった方法も考えられます。

配送方法と配送費用については標準売買契約書と同様です。

(農作物の検品)

- 第4条 乙は、【(納入場所)】に納入された農作物につき、第1条の規格に従って検品を行い、納入後【24時間】以内にその結果を甲に書面又はEメール等の電磁的方法で通知するものとする。通知がない場合、納入後【24時間】経過した時点で、検品が終了し、かつ、納入された農作物に本契約との不適合はなかったものとみなす。
- 2 乙は、検品の結果、納入された本農作物の品質等が本契約に不適合であると判断したもの（以下「不適合品」という。）については、第1項の通知を行ったうえで甲とその対応を協議するものとし、代金の減額、納入された農作物の返還・廃棄その他の対応について合意するものとする。



検品について定めた規定です。標準売買契約書同様、どのタイミングで行い、いつまでに結果を通知するのかを定めておく必要があります。標準売買契約書と同様、標準契約栽培契約書においては、通知がない場合に、検品が終了したもの、また納入された作物に本契約との不適合はないものとみなすこととし、これにより所有権が移転することで、納入された農作物についての法律関係があいまいになることを防いでいます。

標準契約栽培契約書では、1回に収穫した全量を納入することになっていることから、基本的には数量不足については不足分の追加納入という形ではなく次回の収穫時に納入することになると考えられるため、当該納入に関する代金の減額が行われる場合が多いと考えられます。

(売買価格)

- 第5条 甲及び乙は、本農作物の売買価格について、【以下のように/別紙4のとおり】定める。ただし、気候条件、市場価格の変動その他の状況により売買価格を変更することが適切であるとい

いずれかの当事者が判断した場合は、甲及び乙で協議のうえ、価格について改めて合意するよう努力するものとする。

【例： 規格 1 級 1 キロあたり〇〇円
規格 2 級 1 キロあたり〇〇円】



売買価格についての規定です。規格や条件により様々な価格を定める場合には、別紙の形式で定めるほうがよいものと考えられます。本農作物の規格と合わせて価格を別紙 1 に記載することも考えられるため、その場合には本条の別紙 4 も別紙 1 と変更することになります。標準売買契約書と同様、売買価格の変更についての規定も置いています。

(支払)

第6条 甲は、【毎月末】を締日とし、甲から乙に販売した本農作物につき請求書を作成し、翌月●日までに、乙に送付する。

2 乙は、請求書を受領した日を含む月の【翌月末】（ただし、銀行休業日の場合は翌営業日）までに、以下の甲の銀行口座宛てに請求額を支払う。手数料は乙の負担とする。ただし、請求書の内容に疑義のある場合は、乙は請求書を受領した後すみやかに甲に通知して協議するものとする。

【甲の口座情報】

3 乙は、【〇月〇日】までに、乙からの供給物についての請求書を作成し、甲に送付する。

4 甲は、乙の請求書の内容に疑義のない場合、請求書を受領した日を含む月の翌月末（ただし、銀行休業日の場合は翌営業日）までに、以下の乙の銀行口座宛てに請求額を支払う。手数料は甲の負担とする。ただし、請求書の内容に疑義のある場合は、甲は請求書を受領した後すみやかに乙に通知して協議するものとする。

【乙の口座情報】



標準契約栽培契約書においては、支払方法の一例として、標準売買契約書と同様、月末締めで売主が請求書を作成して送付し、翌月末までに買主が銀行振り込みで支払うこととしています。また、第3項と第4項で、買主が供給した種子や肥料等について、別途甲から乙に支払うことと定めています。これについては、一定の日を定めて請求書を作成することを定めています。乙が種子等は無償で供給するような場合には、この規定は削除してください。

そのほか、様々な場合（甲が種子や肥料等の金額を差し引いた金額を支払うなど）がありうることから、そのケースに合った方法に変更して使用していただくことを想定しています。

(所有権の移転及び危険負担)

第7条 本農作物の所有権は、本農作物が納入されて乙の検品が終了したときに移転する。

2 乙の検品の結果、納入された本農作物の数量が不足であっても、納入された本農作物の所有権は移転する。

3 不適合品については、協議の結果当該不適合品を受け入れることに甲乙で合意したときに、所

有権が乙に移転する。

- 4 自然災害等の甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力により、本農作物が栽培中（収穫後納入するまでを含む。）に全部又は一部が滅失した場合に備えて、甲乙協議のうえ、滅失した本農作物が、乙の了解のもと納入されていたら支払われるはずであった代金のうち、乙から甲に一定の補償を行うことについて誠実に検討するものとする。本農作物の納入後に農作物が不可抗力により滅失した場合には、乙は代金支払い債務を免れない。



<所有権の移転について>

標準契約栽培契約書において、種子等が買主から提供される場合でも、当該種子を取得してそれを蒔いて栽培しているのが売主であることから、畑で栽培している農作物についての所有権は売主にあるとの考え方をとっています。そして、標準売買契約書と同様、本農作物が納入されて買主の検品が終了したときに所有権が買主に移転することとしています。収穫した農作物は全て納入しますので、数量不足があっても納入された分については所有権が移転することとしています。また、不適合品については、代金の減額を行って受け入れるか、返還するか等を協議によって定めることとされていますが、受け入れる場合には受け入れる合意をしたときに所有権が移転することとしています。

<危険負担について>

本条の第4項は、危険負担について定めた条文です。危険負担の意味については、標準売買契約書の解説をご参照ください。

契約栽培では、栽培中に不可抗力により滅失する場合があるため、契約書上その場合について定めておく必要があります。当事者間で、そのような場合のリスクの分担については自由に定められます。そのため、標準契約栽培契約書においては、一定の補償を行うことについて協議を行うということを定めました。

一方で契約栽培は通常の売買と異なり、種を蒔くところから買主が一定の関与をして農作物を栽培させ、その全量を買取る契約であることから、栽培中に滅失した場合に全てを売主のリスクにするのは望ましくないと考えられます。この観点から、オプション1においては、売主と買主でリスクを折半する条文としています。すなわち、売買代金として支払われることが予想される金額を予め定めておき、そこから乙の供給物の代金を差し引いたうえで、滅失した部分についての半額を買主が売主に支払うこととしています。

このような定めを予め置いておくことにより、不可抗力により滅失した場合に解決に時間がかかったり紛争が生じたりすることを防ぐことができます。

また、第2文で、農作物が納入された後の滅失について買主の負担としている点は、標準売買契約書と同様です。収穫後納入まで（配送中も含む。）については、栽培中に準じて考えられるため、栽培中と同様にしています。

オプション1

自然災害等の甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力により、本農作物が栽培中（収穫後納入するまでを含む。）に全部又は一部が滅失した場合には、乙は、本畑から収穫されることが予想されていた本農作物全体についての代金全額の予想額（〇〇円）から供給物の代金を差し引いた額に滅失した割合を乗じた額の半額について甲に補償する。本農作物の納入後に農作物が不可抗力により滅失した場合には、甲は代金支払い債務を免れない。

ここで定める「収穫されることが予想されていた本農作物全体」「代金全体の予想額」の考え方の具体例を以下に示します。

<「収穫されることが予想されていた本農作物全体」の考え方（例）>

当該不可抗力発生時に、本農作物を栽培していた本畑の面積に、本畑における同種の農作物の直近5年間の1平米あたりの平均収穫量を乗じた収穫量（予想収穫量）

<「代金全体の予想額」の考え方（例）>

予想収穫量に、農林水産省が公表している青果物卸売市場調査（当該不可抗力発生日において公表されている最も新しいものから遡って5年分を指す。）に記載されている本農作物と同種の農作物の価格（本畑の所在する都道府県、当該不可抗力発生日の属する月と同じ月かつ取引予定地域の価格を参照するものとする。）の平均価格を乗じた金額

標準契約栽培契約書とオプション2における危険負担の考え方を下表に整理します。

	標準	オプション1
栽培中 (納入まで)	事後協議	折半
納入後に滅失	買主負担	買主負担

(法令遵守)

第8条 甲及び乙は、本契約に関連する法令を遵守するものとし、適用されるガイドライン等にも十分留意のうえ、本契約の履行に際しては書類の保存その他適切な管理を行うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙が故意又は過失により本契約に関して相手方に損害を生じさせた場合には、その損害

を賠償する責任を負う。

(期間)

第10条 本契約の有効期間は、●年●月●日から1年間とする。但し、契約期間満了●か月前までに、いずれかの当事者が書面で延長しない旨を申し出た場合を除き、同一の条件で1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

(解約)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、請求により期限の利益を失わせることができ、また、乙に通知することにより本契約を解約することができる。

- (1) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- (2) その財産に対し差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき。
- (3) 破産、民事再生若しくは会社更生手続き開始、又は特別清算の申立てがあったとき。
- (4) その振出しに係る手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又はその裏書若しくは保証に係る第三者振出しの手形若しくは小切手が不渡りとなったときに遡求に応じなかったとき。
- (5) 支払を停止したとき。
- (6) 公租公課を滞納したとき。
- (7) 解散したとき。
- (8) 事業の全部又は重要な一部を休止したとき。
- (9) 監督官庁より営業停止又は営業免許の取り消し等の処分を受けたとき。
- (10) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

2 乙は、甲が乙との信頼関係を喪失させるような行為を行った場合には、1週間以上の一定の期間を定めてその是正について催告を行い、期間経過後も状況が改善しないときは、本契約を解約することができる。

3 甲又は乙は、相手方が法令遵守義務違反その他本契約書に違反した場合（ただし、軽微なものは除く。）には、1週間以上の一定の期間を定めてその是正について催告を行い、期間経過後も状況が改善しないときは、本契約を解約することができる。

(協議事項)

第12条 本契約の履行に影響があると思われる自然災害その他の不測の事態が発生した場合には、相手方に通知し、状況その他についての情報を適切に共有し、必要な協議を行うものとする。

2 第1項に定める事項のほか、本契約に定めのない事項又は条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し解決するものとする。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関して甲乙間に生じた一切の紛争に関しては、【 】地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。



第8条から第13条までは、標準売買契約書と同様に定めていますので、標準売買契約書の解説部分をご参照ください。

コラム【保険について】



農作物は自然災害の影響を受けやすいですが、保険を掛けることで契約当事者双方を保護することができます。例えば農作物を収穫後に一定期間倉庫で保管する場合について、当該保管されている農作物に保険を掛けたり、輸送中の農作物に保険を掛けたりすることも考えられます。

一般的に農作物に活用されているものとして、損害保険、共済があります。

損害保険も共済も「多くの人がお金を出し合い、いざというときに備える」という基本的な仕組みは同じですが、一番の違いは加入者の範囲にあります。不特定多数の人々を対象にしている損害保険に対し、共済は特定の地域や職業、公共団体の会員等、限定された人々を対象にしています。

損害保険を契約する際には、以下の2点に注意下さい。

(1) ニーズに合った補償内容の選択と契約の見直し

損害保険には、様々な種類があり、それぞれ補償範囲が細かく決められています。その範囲から外れた事故や災害には保険金が支払われませんので、「どんなリスクに保険をかけるのか」を十分確認しなければいけません(別表参照)。また、契約期間中に契約内容に変更が生じた場合には変更の申請が必要になり、手続きを怠ると保険金が支払われないことがありますので注意が必要です。

(2) 損害保険と付帯サービス

保険金を受取ることにより、経済的損失を穴埋めすることはできますが、事故発生から実際の保険金の支払いまで、現場の調査や保険会社との各種手続きに一定の時間を必要とします。事故発生時の対応体制を事前に確認しておくことをお勧めします。また、災害時の機械や設備の復旧を専門に行う企業があり、それらのサービスを損害保険の付帯サービスとして、災害から復旧までの時間短縮を支援している損害保険会社もあります。

表 1 火災、自然災害等の災害発生時

損害の種類	具体例	損害保険
建物・施設の損壊	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災が発生し、事務所建物が全焼 ● 近隣の河川が氾濫し、事務所、工場ともに浸水 ● 震度 7 の地震が発生し、工場が倒壊 	火災保険、 地震保険等
設備・機械の損傷	<ul style="list-style-type: none"> ● 落雷により、オーダーメイドで制作した生産ラインの機械がショートを起こし、故障 ● 台風により、敷地内にある変電設備が損傷 	火災保険、 地震保険、 機械保険等
保管資材・原材料の損壊	<ul style="list-style-type: none"> ● 倉庫で火災が発生し、保管していた材料が損壊 ● 洪水により倉庫が浸水し、資材が水濡れ損害を発生 	火災保険、 動産総合保険等
販売予定の商品の損壊	<ul style="list-style-type: none"> ● 倉庫で保管中の収穫した農産物が、自然災害により損壊 	火災保険、 動産総合保険等
工場停止、営業活動停止による売上減少	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災により製造工場の操業がストップし、休業損害が発生 ● 近隣で水道管に支障が発生し、工場が操業できなくなり、売上が減少 ● 変電所で火災が発生し、一時的に送電がストップ。その影響により一時的に工場の操業がストップし、売上が減少 	利益保険等
仕入品の供給ストップによる工場停止、それによる売上減少	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕入先の工場が罹災し、原料の仕入れがストップ。工場が稼働できなくなり、売上が減少 ● 契約先の農家の圃場が罹災し、原料となる野菜の仕入れがストップ 	利益保険等

表 2 その他の災害の発生時

損害の種類	具体例	損害保険
賠償責任が発生	<ul style="list-style-type: none"> ● 食中毒が発生し、お客様から賠償請求 ● 輸出した加工品が原因で、食中毒が発生。輸出先から賠償請求 	施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、海外 PL 等
リコール	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産した食品が原因で食中毒が発生し、食品を回収 ● 賞味期限を誤って表示し、製品を回収 	リコール保険等
盗難	<ul style="list-style-type: none"> ● 深夜に泥棒が入り、事務所建物に損害が発生 ● 倉庫に保管中の商品・製品が盗難被害 	火災保険、動産総合保険、盗難保険等
従業員の負傷	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場で作業中の従業員が負傷 ● 従業員が業務中に負傷し、慰謝料を請求（使用者賠償責任） 	傷害保険、労働災害補償保険等
取引先からの代金回収不能	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引先が倒産し、売掛金が回収不能 	取引信用保険等
輸送中の損害	<ul style="list-style-type: none"> ● トラックで輸送中、交通事故が発生し、積荷である商品が毀損 	運送保険等

3.4 契約書のひな形

3.4.1 標準売買契約書

標準売買契約書

【売主】(以下「甲」という)及び【買主】(以下「乙」という。)は、第1条に定める本農作物の売買について、以下のように合意し、本契約書を締結する。

(売買対象の農作物及びその規格)

第1条 甲は、乙に対し、別紙1に定める品種及び規格の本農作物を販売し、乙はこれを買受ける。

(本農作物の注文)

第2条 本農作物の注文は、乙が、別紙2所定の注文書(以下「注文書」という。)を、納入期日の【 】日前までに甲に送付(Eメール等の電磁的方法によることも含む。以下同じ。)することによって行う。

2 甲は、注文書受領後すみやかに承諾の意思を、注文請書を手渡しもしくは送付し又はEメール等の電磁的方法で送信することによって乙に伝達する。ただし、甲は、承諾するにあたり、数量その他の注文書記載事項の変更を乙に申し入れることができ、乙は、誠実に協議に応じるものとする。乙は、変更について甲乙で合意した場合、その内容を記載した注文書を再度甲に送付するものとする。

3 甲が乙に注文請書を送付した時に個別契約が成立するものとする。

【4 本農作物の乙による予定購入数量は、【年間 KG/箱】とする。【●月末までの1年間】の乙の注文総量が予定購入数量を下回った場合には、乙は、下回った量に対応する売買価格を【翌月末までに】【甲の銀行口座に振込む形で】甲に支払うものとする。】

(農作物の納入)

第3条 甲は、注文書に従い、納入日に、本農作物を納入場所に納入する。

2 配送方法については、【(配送方法を記載) / 別途定める】。

3 配送費用については、【甲/乙】が負担する。悪天候や甲乙のいずれの責めにも帰すことができない事故等の不可抗力で配送費用が増加した場合の増加分については、【別途協議する/甲が負担する/乙が負担する/甲及び乙で折半する】。

(農作物の検品)

第4条 乙は、注文書に記載の場所に納入された本農作物につき、第1条の規格に従って検品を行い、納入後【24時間】以内にその結果を甲に書面又はEメール等の電磁的方法で通知するものとする。通知がない場合、納入後【24時間】経過した時点で、検品が終了し、かつ、納入された農作物に本契約又は注文書との不適合はなかったものとみなす。

2 乙は、検品の結果、納入された本農作物の数量・品質等が本契約又は注文書に不適合であると

判断した場合は、1項の通知を行ったうえで甲とその対応を協議するものとし、不足分の追加、代金の減額、代替品の発送、納入された農作物の返還・廃棄その他の対応について合意するものとする。

(売買価格)

第5条 甲及び乙は、本農作物の売買価格について、別紙3の通り定める。ただし、気候条件、市場価格の変動その他の状況により売買価格を変更することが適切であるといずれかの当事者が判断した場合は、甲及び乙で協議のうえ、価格について改めて合意するよう努力するものとする

(支払)

第6条 甲は、【毎月末】を締日とし、甲から乙に販売した本農作物につき請求書を作成し、翌月●日までに、乙に送付する。

2 乙は、請求書を受領した日を含む月の【翌月末】(ただし、銀行休業日の場合は翌営業日)までに、以下の甲の銀行口座宛てに請求額を支払う。手数料は乙の負担とする。ただし、請求書の内容に疑義のある場合は、乙は請求書を受領した後すみやかに甲に通知して協議するものとする。

【甲の口座情報】

(所有権の移転及び危険負担)

第7条 本農作物の所有権は、本農作物が納入されて乙の検品が終了したときに移転する。

2 乙の検品の結果、納入された本作物の数量が不足であっても、納入された本農作物の所有権は移転する。

3 乙の検品の結果、納入された本作物の品質等が本契約又は注文書と不適合であり、代替品を発送することに甲乙で合意した場合は、代替品の検品が終了したときに本代替品について所有権が移転し、不適合のある農作物について受け入れたうえで代金を減額することに甲乙で合意した場合は、当該合意した時点ですでに納入した農作物について所有権が移転する。

4 自然災害等の甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力により、本農作物が配送開始前に滅失し甲が本農作物を納入できなくなった場合には、乙は、当該農作物についての代金支払い債務を免れる。本農作物について、乙の了解のもと納入された後に不可抗力により滅失した場合には、乙は代金支払い債務を免れない。本農作物の配送中に農作物が不可抗力により滅失した場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(法令遵守)

第8条 甲及び乙は、本契約に関連する法令を遵守するものとし、適用されるガイドライン等にも十分留意のうえ、本契約の履行に際しては書類の保存その他適切な管理を行うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙が故意又は過失により本契約に関して相手方に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(期間)

第10条 本契約の有効期間は、●年●月●日から1年間とする。但し、契約期間満了●か月前までに、いずれかの当事者が書面で延長しない旨を申し出た場合を除き、同一の条件で1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

(解約)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、請求により期限の利益を失わせることができ、また、乙に通知することにより本契約及び個別契約を解約することができる。

- (1) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- (2) その財産に対し差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき。
- (3) 破産、民事再生若しくは会社更生手続き開始、又は特別清算の申立てがあったとき。
- (4) その振出しに係る手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又はその裏書若しくは保証に係る第三者振出しの手形若しくは小切手が不渡りとなったときに遡求に応じなかったとき。
- (5) 支払を停止したとき。
- (6) 公租公課を滞納したとき。
- (7) 解散したとき。
- (8) 事業の全部又は重要な一部を休止したとき。
- (9) 監督官庁より営業停止又は営業免許の取り消し等の処分を受けたとき。
- (10) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

2 乙は、甲が乙との信頼関係を喪失させるような行為を行った場合には、1週間以上の一定の期間を定めてその是正について催告を行い、期間経過後も状況が改善しないときは、本契約を解約することができる。

3 甲又は乙は、相手方が法令遵守義務違反その他本契約書に違反した場合（ただし、軽微なものは除く。）には、1週間以上の一定の期間を定めてその是正について催告を行い、期間経過後も状況が改善しないときは、本契約を解約することができる。

(協議事項)

第12条 本契約の履行に影響があると思われる自然災害その他の不測の事態が発生した場合には、相手方に通知し、状況その他についての情報を適切に共有し、必要な協議を行うものとする。

2 第1項に定める事項のほか、本契約に定めのない事項又は条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し解決するものとする。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関して甲乙間に生じた一切の紛争に関しては、【 】地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記入のうえ各その1通を保管する。

●●年●月●日

甲：

乙：

品種・規格表

品種	規格	大きさ	色、糖度、重さなど
A	1 級	●cm 以上	
	2 級	●cm~●cm	
	3 級	●cm 以下	
B	1 級	●cm 以下	
	2 級	●cm~●cm	
	3 級	●cm 以下	

その他

※ 検査方法、納入時に包装を行うか、ラベルの記載など)

年 月 日

注 文 書

●●●●様

※宛先（売主・生産者）の住所・氏名

住所 ●●●●

電話番号・ファックス番号 ●●●●

氏名（又は会社名・担当者名）●●●●

※注文者（買主）の住所・氏名

以下の通り注文いたします。

品種	規格	単価	数量	金額
合 計				
納入期日	年 月 日	納入場所		

備考

注文請書

上記ご注文を承りました。

年 月 日

氏名（売主・生産者）●●●●

電話番号・ファックス番号 ●●●●

E メールアドレス ●●●●●●●●●●

(FAX または E メールで返信)

価 格 表

品種	規格	単位	価格
A	1 級	●キロ	
	2 級		
	3 級		
B	1 級		
	2 級		
	3 級		

その他

※奨励金、歩引き（規格外品の混入などの場合）等について記載

3.4.2 標準委託販売契約書

標準委託販売契約書

【委託者】（以下「甲」という）及び【受託者】（以下「乙」という。）は、第1条に定める本農作物の委託販売について、以下のように合意し、本契約書を締結する。

（委託販売対象の農作物）

第1条 甲は、乙に対し、【以下の／別紙1に定める】農作物（以下、「本農作物」という。）の販売を委託し、乙はこれを受諾する。

【例： 品種 ○○

規格： 1級 ○○

2級 ○○】

（委託販売の方法）

第2条 本農作物の委託販売の方法は、下記のとおりとする。

【例：

① 共同計算受託販売

甲が販売委託した農作物と第三者の農作物を共同で販売し、これを精算して乙から甲に代金を支払う方法

② 個別受託販売

甲が販売委託した農作物を乙が任意の第三者に販売し、これを精算して乙から甲に代金を支払う方法

③ 特約受託販売

甲が販売委託した農作物を乙が甲に指定された特定の第三者に対して販売し、これを精算して乙から甲に代金を支払う方法】

2 乙は、本農作物の販売を、甲の同意を得て第三者（以下「再受託者」という。）に再委託することができる。

（甲から乙への農作物の納入）

第3条 甲及び乙は、予め本農作物の納入の概要についての計画に合意するものとし、甲の納入はこれに従って行うものとする。ただし、気候や農作物の栽培状況により、やむを得ずこれに従えない場合はこの限りではなく、甲は計画に従えないことが予想される場合には遅滞なくその旨を乙に通知するものとする。

2 甲は、乙への委託販売のために本農作物の納入を行う場合には、農作物の種類及び委託販売の方法ごとに、乙に対して【事前に／納入の●日前までに】農作物の種類・規格・量、出荷日及びその他の必要な事項を明らかにし通知するものとする。

3 甲は、通知内容に従って【(納入場所を記載)】へ納入を行う。乙は、納入場所を変更する場合には、甲に対してその旨通知することとし、納入場所の変更による費用の増加については、乙が負担する。

- 4 配送方法については、【(配送方法を記載) / 別途定める】。
- 5 配送費用については、【甲 / 乙】が負担する。悪天候や甲乙の責めに帰すことができない事故等の不可抗力で配送費用が増加した場合の増加分については、【別途協議する / 甲が負担する / 乙が負担する / 甲及び乙で折半する】。

(検品)

- 第4条 乙は、甲から引き渡された本農作物につき、第1条の規格に従って検品を行い、引渡し後【24時間】以内にその結果を甲に書面又はEメール等の電磁的方法で通知するものとする。通知がない場合、納入後【24時間】経過した時点で、検品が終了し、かつ、納入された農作物に本契約との不適合はなかったものとみなす。
- 2 乙は、検品の結果、納入された本農作物の数量・品質等が本契約に不適合であると判断したものについて、1項の通知を行ったうえで甲とその対応を協議するものとし、不足分の追加、代金の減額、代替品の発送、納入された農作物の返還・廃棄その他の対応について合意するものとする。

(乙による販売)

- 第5条 乙は、第2条に定める委託販売の方法及び以下に定める条件に従って、農作物を販売する。
- 2 各委託販売の条件は、次に定めるとおりとする。
【(第2条の例の場合：①～③ごとの販売条件を規定)】
- 3 本農作物の販売にあたり、本農作物は【乙の農業倉庫】に保管するものとし、保管に関する費用は、【甲 / 乙】の負担とする。ただし、必要があるときは、乙は甲に通知した上で、他の場所に保管することができる。この場合の増加費用については乙が負担する。
- 4 乙は、本農作物を善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとする。
- 5 本農作物の販売に必要な費用は、乙の負担とする。

(販売価格及び販売手数料)

- 第6条 本農作物の委託販売価格は、【別紙2において / 別途甲乙の合意のうえ】定めるものとする。
- 2 本農作物の販売手数料は、種類・販売方法ごとに【別紙3において / 別途甲乙合意のうえ】定める。

(報告・支払)

- 第7条 乙は、本農作物の販売について各日の記録をつけ、【1ヶ月分】の記録を【翌月●日までに】甲に報告する。
- 2 乙は、甲に対し、本農作物の販売価格から手数料を差し引いた金額を支払うものとする。当該支払については、原則として、本農作物についての売買代金が買主である第三者から乙に支払われた後に行うものとし、甲から乙への請求書の発行については、別途甲乙で合意する。ただし、第三者からの支払が、販売後【2か月】を過ぎてもなされない場合は、乙は、甲に対する支払を先に行うものとする。
- 3 乙は、請求書を受領した日を含む月の【翌月末】(ただし、銀行休業日の場合は翌営業日)までに、以下の甲の銀行口座宛てに請求額を支払う。手数料は乙の負担とする。ただし、請求書

の内容に疑義のある場合は、乙は請求書を受領した後すみやかに甲に通知して協議するものとする。

【甲の口座情報】

(所有権の移転及び危険負担)

- 第8条 本農作物の所有権は、本農作物が乙により第三者に販売され、当該第三者【の検品等が終了したとき／が受領したとき】に甲から当該第三者へ移転する。
- 2 第三者の検品の結果、納入された本農作物の数量が不足であっても、納入された本農作物の所有権は移転する。
- 3 第三者の検品の結果、第三者に納入された本農作物の品質等が乙と第三者との間の契約の内容と不適合があった場合において、代替品を発送することに乙と第三者が合意したときは、代替品【の検品が終了したとき／を受領したとき】に本代替品について所有権が移転し、不適合があった農作物について受け入れたうえで代金を減額することに乙と第三者とで合意したときは、当該合意した時点ですでに納入した農作物の所有権が移転する。
- 4 第2条第2項により乙が再受託者に販売を委託した場合には、第1項及び前項の規定の「乙」を「再受託者」と読み替えて適用する。
- 5 自然災害等の甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力により、乙の了解のもと納入された時以降に本農作物が滅失し又は毀損した場合には、当該農作物が滅失又は毀損しなかった場合に乙から甲に支払われるべき金額について、乙は甲に補償する。乙の農業倉庫又は乙の指定する場所へ本農作物を配送中に農作物が不可抗力により滅失した場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(法令遵守)

- 第9条 甲及び乙は、本契約に関連する法令を遵守するものとし、適用されるガイドライン等にも十分留意のうえ、本契約の履行に際しては書類の保存その他適切な管理を行うものとする。

(損害賠償)

- 第10条 甲又は乙が故意又は過失により本契約に関して相手方に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(期間)

- 第11条 本契約の有効期間は、●年●月●日から1年間とする。但し、契約期間満了●か月前までに、いずれかの当事者が書面で延長しない旨を申し出た場合を除き、同一の条件で1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

(解約)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、請求により期限の利益を失わせることができ、また、乙に通知することにより本契約を解約することができる。
- (1) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - (2) その財産に対し差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき。

- (3) 破産、民事再生若しくは会社更生手続き開始、又は特別清算の申立てがあったとき。
- (4) その振出しに係る手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又はその裏書若しくは保証に係る第三者振出しの手形若しくは小切手が不渡りとなったときに遡求に応じなかったとき。
- (5) 支払を停止したとき。
- (6) 公租公課を滞納したとき。
- (7) 解散したとき。
- (8) 事業の全部又は重要な一部を休止したとき。
- (9) 監督官庁より営業停止又は営業免許の取り消し等の処分を受けたとき。
- (10) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

2 乙は、甲が乙との信頼関係を喪失させるような行為を行った場合には、1週間以上の一定の期間を定めてその是正について催告を行い、期間経過後も状況が改善しないときは、本契約を解約することができる。

3 甲又は乙は、相手方が法令遵守義務違反その他本契約書に違反した場合（ただし、軽微なものは除く。）には、1週間以上の一定の期間を定めてその是正について催告を行い、期間経過後も状況が改善しないときは、本契約を解約することができる。

(協議事項)

第13条 本契約の履行に影響があると思われる自然災害その他の不測の事態が発生した場合には、相手方に通知し、状況その他についての情報を適切に共有し、必要な協議を行うものとする。

2 第1項に定める事項のほか、本契約に定めのない事項又は条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し解決するものとする。

(裁判管轄)

第14条 本契約に関して甲乙間に生じた一切の紛争に関しては、【 】地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記入のうえ各その1通を保管する。

●●年●月●日

甲：

乙：

品種・規格表

品種	規格	大きさ	色、糖度、重さなど
A	1 級	●cm 以上	
	2 級	●cm~●cm	
	3 級	●cm 以下	
B	1 級	●cm 以下	
	2 級	●cm~●cm	
	3 級	●cm 以下	

その他

※ 検査方法、納入時に包装を行うか、ラベルの記載など

委託販売価格表

品種	規格	単位	価格
A	1 級	●キロ	
	2 級		
	3 級		
B	1 級		
	2 級		
	3 級		

その他

※値引きの可否、その場合の値引き率等

委託販売手数料表

販売方法	委託販売手数料
共同計算受託販売	●パーセント
個別受託販売	●パーセント
特約受託販売	●パーセント

その他

※ 割引の場合の特例など

3.4.3 標準契約栽培契約書

標準契約栽培契約書

【売主・栽培者】（以下「甲」という）及び【買主】（以下「乙」という。）は、第1条に定める本農作物の契約栽培について、以下のように合意し、本契約書を締結する。

（契約栽培対象の農作物の品種及びその規格）

第1条 甲は、【別紙1記載の／以下に定める】品種及び規格の農作物（以下「本農作物」という。）を第2条に定める畑において栽培し、乙は、甲が栽培した全ての農作物を買い受ける。

【例： 品種 ○○
規格： 1級 ○○
2級 ○○】

（栽培）

第2条 甲が本契約に基づく栽培を行う畑（以下「本畑」という。）の面積その他は【別紙2】に記載のとおりとする。

2 乙は、以下に記載する甲が本畑で栽培する本農作物の種子、使用する肥料その他の本農作物の栽培に必要なもの（以下「供給物」という。）を甲に供給する。甲は、供給された種子をすべて本畑に蒔くものとする。

【例：種子 品種 ○○
規格 1級 ○○ ○キロ ○円
規格 2級 ○○ ○キロ ○円
肥料 ・ ・ ・ ・】

3 本農作物の栽培方法及び収穫方法については、別紙3のとおりとし、甲は当該栽培方法及び収穫方法に従って誠実に本農作物の栽培を行うものとする。栽培方法及び収穫方法の変更が必要な場合には、甲乙協議のうえ変更について合意する。

（収穫及び納入）

第3条 甲は、乙が定める時期に、別紙3に定める方法で、乙が定める量の本農作物の収穫を行い、収穫された本農作物の甲と乙が別途協議して定めた規格を満たす適合品を、乙の定める日までに【（納入場所）】に納入する。

2 配送方法については、【（配送方法）／別途定める。】

3 配送費用については、【甲／乙】が負担する。悪天候や甲乙の責めにも帰すことができない事故等の不可抗力で配送費用が増加した場合の増加分については、【別途協議する／甲が負担する／乙が負担する／甲及び乙で折半する】。

（農作物の検品）

第4条 乙は、【（納入場所）】に納入された農作物につき、第1条の規格に従って検品を行い、納入後【24時間】以内にその結果を甲に書面又はEメール等の電磁的方法で通知するものとする。

通知がない場合、納入後【24時間】経過した時点で、検品が終了し、かつ、納入された農作物に本契約との不適合はなかったものとみなす。

- 2 乙は、検品の結果、納入された本農作物の品質等が本契約に不適合であると判断したもの（以下「不適合品」という。）については、第1項の通知を行ったうえで甲とその対応を協議するものとし、代金の減額、納入された農作物の返還・廃棄その他の対応について合意するものとする。

（売買価格）

- 第5条 甲及び乙は、本農作物の売買価格について、【以下のように／別紙4のとおり】定める。ただし、気候条件、市場価格の変動その他の状況により売買価格を変更することが適切であるといずれかの当事者が判断した場合は、甲及び乙で協議のうえ、価格について改めて合意するよう努力するものとする。

【例： 規格1級 1キロあたり〇〇円
規格2級 1キロあたり〇〇円】

（支払）

- 第6条 甲は、【毎月末】を締日とし、甲から乙に販売した本農作物につき請求書を作成し、翌月●日までに、乙に送付する。

- 2 乙は、請求書を受領した日を含む月の【翌月末】（ただし、銀行休業日の場合は翌営業日）までに、以下の甲の銀行口座宛てに請求額を支払う。手数料は乙の負担とする。ただし、請求書の内容に疑義のある場合は、乙は請求書を受領した後すみやかに甲に通知して協議するものとする。

【甲の口座情報】

- 3 乙は、【〇月〇日】までに、乙からの供給物についての請求書を作成し、甲に送付する。

- 4 甲は、乙の請求書の内容に疑義のない場合、請求書を受領した日を含む月の翌月末（ただし、銀行休業日の場合は翌営業日）までに、以下の乙の銀行口座宛てに請求額を支払う。手数料は甲の負担とする。ただし、請求書の内容に疑義のある場合は、甲は請求書を受領した後すみやかに乙に通知して協議するものとする。

【乙の口座情報】

（所有権の移転及び危険負担）

- 第7条 本農作物の所有権は、本農作物が納入されて乙の検品が終了したときに移転する。

- 2 乙の検品の結果、納入された本農作物の数量が不足であっても、納入された本農作物の所有権は移転する。

- 3 不適合品については、協議の結果当該不適合品を受け入れることに甲乙で合意したときに、所有権が乙に移転する。

- 4 自然災害等の甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力により、本農作物が栽培中（収穫後納入するまでを含む。）に全部又は一部が滅失した場合に備えて、甲乙協議のうえ、滅失した本農作物が、乙の了解のもと納入されていたら支払われるはずであった代金のうち、乙から甲に一定の補償を行うことについて誠実に検討するものとする。本農作物の納入後に農

作物が不可抗力により滅失した場合には、乙は代金支払い債務を免れない。

(法令遵守)

第8条 甲及び乙は、本契約に関連する法令を遵守するものとし、適用されるガイドライン等にも十分留意のうえ、本契約の履行に際しては書類の保存その他適切な管理を行うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙が故意又は過失により本契約に関して相手方に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(期間)

第10条 本契約の有効期間は、●年●月●日から1年間とする。但し、契約期間満了●か月前までに、いずれかの当事者が書面で延長しない旨を申し出た場合を除き、同一の条件で1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

(解約)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、請求により期限の利益を失わせることができ、また、乙に通知することにより本契約を解約することができる。

- (1) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- (2) その財産に対し差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき。
- (3) 破産、民事再生若しくは会社更生手続き開始、又は特別清算の申立てがあったとき。
- (4) その振出しに係る手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又はその裏書若しくは保証に係る第三者振出しの手形若しくは小切手が不渡りとなったときに遡求に応じなかったとき。
- (5) 支払を停止したとき。
- (6) 公租公課を滞納したとき。
- (7) 解散したとき。
- (8) 事業の全部又は重要な一部を休止したとき。
- (9) 監督官庁より営業停止又は営業免許の取り消し等の処分を受けたとき。
- (10) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

2 乙は、甲が乙との信頼関係を喪失させるような行為を行った場合には、1週間以上の一定の期間を定めてその是正について催告を行い、期間経過後も状況が改善しないときは、本契約を解約することができる。

3 甲又は乙は、相手方が法令遵守義務違反その他本契約書に違反した場合（ただし、軽微なものは除く。）には、1週間以上の一定の期間を定めてその是正について催告を行い、期間経過後も状況が改善しないときは、本契約を解約することができる。

(協議事項)

第12条 本契約の履行に影響があると思われる自然災害その他の不測の事態が発生した場合には、相手方に通知し、状況その他についての情報を適切に共有し、必要な協議を行うものとする。

2 第1項に定める事項のほか、本契約に定めのない事項又は条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し解決するものとする。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関して甲乙間に生じた一切の紛争に関しては、【 】地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記入のうえ各その1通を保管する。

●●年●月●日

甲：

乙：

品種・規格表

品種	規格	大きさ	色、糖度、重さなど
A	1 級	●cm 以上	
	2 級	●cm~●cm	
	3 級	●cm 以下	
B	1 級	●cm 以下	
	2 級	●cm~●cm	
	3 級	●cm 以下	

その他

※ 検査方法、納入時に包装を行うか、ラベルの記載など

栽培を行う畑の詳細

所在地・地番	地目	面積	栽培品種

その他

※ 条件等

栽培方法・収穫方法

I 栽培方法

(品種に応じて栽培方法を記載)

II 収穫方法

(品種に応じて収穫方法を記載)

価 格 表

品種	規格	単位	価格
A	1 級	●キロ	
	2 級		
	3 級		
B	1 級		
	2 級		
	3 級		

その他

※金額の調整等について記載

作成：株式会社三菱総合研究所

協力：豊田祐子弁護士（シティユーワ法律事務所）